学校図書館を考える・シリーズその１６

学校図書館に司書がいるっていいね！

栃木子どもの本連絡会の「学校図書館を考えるプロジェクト」では、子どもの一番身近にある図書館、“学校図書館”のあるべき姿、そして学校司書の必要性をより多くの人と考えていきたいと願っています。

―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―

子どもたちは、毎日の生活時間の多くを学校の中で過ごしています。学校に通っている子どもであれば、どんな環境下の子どももみな同じように、“学校図書館”を利用し、本と親しむことができます。でも、本当に「みな同じように」なのでしょうか。

県内の学校図書館に目を向けてみると、毎日学校司書がいる学校もあれば、週に数回しか学校司書のいない学校、そして残念なことに、学校司書のいない学校もあるのです。

また、学校図書館には、子どもたちの学びを支える「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があります。その支えには、“人（学校司書）”の存在が欠かせないのです。

かこさとしさんは、1985 年発行の公共図書館についての著書『ほんはまっています　のぞんでいます』（童心社）のあとがきの中に、「親や大人は、子どもにだけ本を読めというだけで、良書の普及や図書館の状況が文明国の中でとても恥ずかしい状態なのを改める努力が少ないように思います。なぜなのでしょうか？ もうそろそろ私たちは、子どもも大人も、考えなおす時がきているように思います。」と書いています。学校図書館の場合でも、同じような状況にあるといえないでしょうか。

今号では、「学校図書館に司書がいるっていいね！」を、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

図書室？ それとも 図書館？

学校教育法施行規則が作られた昭和 22 年（1947 年）当初は、まだ図書館と図書室の違いが明確にされておらず、『「図書館又は図書室」を設けなければならない』と定められていました。

昭和 28 年（1953 年）施行の学校図書館法第 3 条（設置義務）では、「学校には、学校図書館を設けなければならない。」と定められています。

学校図書館は、いまだに「図書室」と呼ばれていることも多いのですが、単に特別教室として本が集められた部屋(室)ではなく、図書館の役割を担っている小さな機関（館）です。

ですから、図書室ではなく「学校図書館」と呼ばれることがふさわしいのです。

学校図書館の３つの機能

読書センター

自由な読書活動や読書指導の拠点

学習センター

授業に役立つ資料を備え、児童生徒の主体的な学習を支える

情報センター

多くの学校図書館メディアの中から、必要な資料を探し発信するなど、多様な情報活用能力を育む